

〔二五三〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和七年十月二十四日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 岡山ネオポリスショッピングセンター

所在地 赤磐市桜が丘東五丁目五一二七九

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 大和ハウス工業株式会社

住所 大阪府大阪市北区梅田三丁目三番五号

代表者の氏名 代表取締役社長 大友 浩嗣

3 変更事項

大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

㊦ 駐輪場の位置

(変更前)

届出書添付図三一一に記載のとおり

(変更後)

届出書添付図三一二に記載のとおり

㊧ 廃棄物等の保管施設の位置

(変更前)

届出書添付図三一一に記載のとおり

(変更後)

届出書添付図三一二に記載のとおり

4 変更年月日

令和七年十一月十八日

二 届出年月日

令和七年十月十日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和七年十月二十四日から令和八年二月二十四日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び赤磐市産業振興部商工観光課並びに岡山県産業労働部経営支援課ホームページ